平成２３年（フ）第６１０号
川崎市多摩区菅６丁目４番17―203号
債務者　小川　　敏
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２９０号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番38―502号
債務者　佐野　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2466番地１　プランタン202
債務者　高徳　真之
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４６４号
神奈川県藤沢市大庭5404番地の３　クリーンブルービル504
債務者　松本　純子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４６８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目17番１―210号
債務者　鶴本　弘志
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２５号
横浜市保土ケ谷区岩崎町37番４―107号
債務者　高松　宏和
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
山口県宇部市海南町14番４―401号
債務者　坂本　礼子（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後２時
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４９号
石川県羽咋市大川町１丁目78番地、住民票上の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜ム186番地６
債務者　北山　浩信
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後１時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第５１号
石川県七尾市川原町77番地
債務者　野岸　静夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４６２号
静岡県浜松市中区龍禅寺町430番地　ＭＫ５―106
債務者　デ　ソウザ　リリアネ　アカミネ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市池見町５番地３　205、従前の住所愛知県豊田市花沢町サルツクリ12番地５
債務者　鈴木　貞幸
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２６８号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎２番地３　Ａ―205
債務者　山本　千恵
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３９８号
川崎市中原区下小田中６丁目５番32―301号　グランドゥール・ハル
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
大分県豊後大野市三重町百枝2023番地６　百枝アパート７号室
債務者　三浦　和樹
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第５９号
大分県中津市大字牛神110番地13
債務者　楠本　友秀（旧姓出雲）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係